

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

横浜市下永谷地域ケアプラザ（以下、「当地域ケアプラザ」）担当地区は環状2号線を挟んだ形での圏域であり、また、施設が坂の勾配がきつい場所にあり来所が難しい方が多いことが考えられる特徴となっております。

地区の徒歩圏内には地下鉄駅、病院、小型スーパーはありますが、上記のとおり坂の勾配がきついこともあり外出困難者が増加傾向となっております。

港南区には当地域ケアプラザのほかに系列の特別養護老人ホーム3施設、地域ケアプラザ2施設、保育園2施設、グループホーム1施設があり事業運営を進めていくうえで協力していくことができる強みがあります。また、地域住民をはじめ、港南区役所、港南区社会福祉協議会などの関係機関や姉妹法人の病院、年々増加している見守り協力事業者等と密な連携を図りながら、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続ける」ことを目標に「ふるさと港南」、『ふるさと下永谷』を合言葉に地域包括ケアシステムの構築・実現を目指してまいります。

担当地域の概要（令和6年3月末現在）

担当地域	総人口	65歳以上	高齢化率
下永谷地区	12,689人	3,762人	29.65%
永谷地区（※）	17,258人	5,283人	30.61%

※永谷地区内で下永谷ケアプラザの担当は50世帯程度

年々、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増えており、高齢化率も横浜市の平均を上回る数字が出ております。また、担当地域の大部分が丘陵地で買い物等の日常生活が困難になってきている方が増加しており、以下の項目を重点的に支援していきます。

- 施設に呼び込むだけでなく高齢者や障害者、子育て世帯の通いやすい場所での事業展開
- 子どもから高齢者、障害者が地域で支えあえる仕組みづくり
- 介護予防のための事業推進
- 学校や店舗、福祉施設等との協働
- オンラインブースやオンライン機器を活用した相談受付の強化

下永谷地区は地域住民の「我がまち下永谷」の意識が強く、連合町内会、地区社会福祉協議会の役員をはじめ、各団体で活動されている方々を中心に積極的に活動を行っているため、職員が可能な限り各定例会やイベント、サロンに出向き、地域の皆さまお一人お一人と関係を築いてネットワークの構築に努めてまいります。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

当地域ケアプラザが担当する地区は下永谷連合町内会と永谷連合町内会の一部となり前述した通り、地区の大半が丘陵地となっております。日頃の業務の中で当地域ケアプラザへの来所、連合町内会行事等の実施の際に出向くのが大変といった声を数多く聞くことがあります。

しかしながら連合町内会、各地域団体が開催する行事には多くの方が手伝い、参加するなど地域で地域を支え、盛り上げる基盤があります。

各連合町内会の定例会議や地域のイベントに参加し、課題や参加者の年齢層などを把握し、各団体と得た情報を共有、検討しながら問題の解決や事業の継続・発展の支援をしていきます。

地域住民を交えた会議等の場においても港南区役所や港南区社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながらニーズの把握、解決に向けた取り組みを進めてまいります。

当地域ケアプラザでは地区ごとに担当職員を決め、定例会等に参加し議事録の作成や会議の場での課題は所内で共有、意見交換をして地域のサポートをしていきます。

### 【下永谷地区】

連合町内会役員会、連合町内会理事会、地区社会福祉協議会役員会、民生・児童委員定例会、たすけあい連絡会、ふるさと会議など様々な地域での会議に職員が参加して情報の提供、講座やサロンの紹介をしていきます。また、生活支援体制整備事業の推進事業として実施している「下永谷の外出を考える会」、地域包括支援センターが実施する「地域ケア会議」、オンライン相談ブースを活用し港南区生活支援課と協働する「オンライン相談会」等において外出困難者に対する支援を積極的に進め、地域の皆さまにも課題の共有をしていきます。

### 【永谷地区】

担当は永谷地区のうち50世帯程度となりますが、地区全体で考え、各団体の定例会や行事等に参加していきます。

永谷地区は当地域ケアプラザを含め、3地域ケアプラザが協働で支援を行っており、支えあいネットワークや地区支援チーム会議、福祉施設連絡会に参加し、会議であがったニーズや課題などは職種ごとの連絡会等で意見のすり合わせを行うなどして良好な関係構築に努めております。特に子育て世代、学生に対する地域支援に力を入れているため、当地域ケアプラザで実施した事業での取り組みや課題等の共有をし、支援してまいります。

### 【課題や将来像】

年々、高齢化率、要介護認定率が増加し、少子高齢化が進んでいくと考えられます。高齢者世帯、外出困難者が増加することが見込まれるため、民生委員児童委員を中心に協力して地域での見守りや高齢者向けの食事会などの助け合い活動を活性化させながら、当地域ケアプラザとしては地域サロンと協働して介護予防事業の実施や連合町内会と共に学生に対する地域活動協力に

繋げるためのイベント等を実施して地域での担い手確保のための支援を行ってまいります。  
また、ブースを使用した区役所とのオンライン相談を行っておりますが、当地域ケアプラザまで出向くことが難しい方に対して職員がモバイル機器を持って訪問し、ご自宅と区役所をつなぐ相談対応も実施していきます。

子育て世代に対しては継続して行っている近隣保育園・幼稚園との共催事業、地域に住む障害児をもつ保護者を対象とした障害者施設との対話の場を引き続き開催し、ここで出た課題を地域の関係団体等と共に情報の共有や問題解決に繋げてまいります。

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザは開所以降、各職員が定例会議や地域行事に出向き、町内会や各種団体と良好な関係が築けていると自負しております。

連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との活動は連携すべき基本となる関係団体となり、主に地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが毎月開催される各団体の定例会議に出席し情報交換や意見交換を行っております。スポーツ推進委員や青少年指導員とも連携を図り、各種行事の開催時には規模に応じて企画会議や開催時のメンバーとして参加しています。

また、地域包括支援センター職員も身近な相談窓口として民生委員児童委員協議会や保健活動推進員会、シルバークラブ連合会など各種地域団体との顔の見える専門職種として積極的な交流を心掛け業務に繋げております。

地域にある学校も関係団体と考え、夏休みや冬休みの長期休暇などには居場所づくり等で参加する子どもたちを起点とするネットワークを構築し、地域住民や団体と保護者へのアプローチをし、ニーズの把握、地域情報の発信をしていきます。

その他関係機関として図書館や作業所などの障害児・者施設、子育て支援施設は担当地区にはありませんが、協働で事業実施ができるように働きかけをしていきます。

当地域ケアプラザ担当の下永谷連合町内会、永谷連合町内会は一年を通して会議や行事が数多く開催されています。特に永谷連合町内会は当地域ケアプラザを含め3地域ケアプラザが協働しながら支えあいネットワーク会議、福祉施設連絡会等の情報を共有しております。

港南区役所、港南区社会福祉協議会の担当職員とは情報交換や課題の共有を行いながら地域支援を行っております。特に港南区役所の担当職員とは普段の業務においても対面、電話にて随時、打合せや情報共有、意見交換を行っております。

また、第4期地域福祉保健計画の地区別計画振り返り、第5期計画の策定及び推進のため地区支援チームとして連合町内会、地区社会協議会をはじめ各種団体と、より活発に情報交換をしながら支援を行ってまいります。下永谷・永谷両地区の活動も町内会ごとの歴史や特性、住民の思いを重ねたものであるため、その部分も尊重しながら進めてまいります。

#### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### 1 法人理念

社会福祉法人同塵会基本理念：『ご利用者に誠意の限りを尽くします』

#### 2 法人基本方針

- (1) 地域に開かれた運営とサービスの質の向上に努め、21世紀の新たな地域福祉社会の到来に向けて積極的な役割を果たします。
- (2) 利用者個人の尊厳が守られるよう、利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。
- (3) 利用者が自分らしく自立した生活が送れるよう健康管理を徹底し、保健・医療・福祉を総合した支援に努力いたします。
- (4) 利用者自身の生活を基礎に、新しい人生を利用者・家族と共有できる温かな安心感のある同塵会を作る決意です。

#### 3 業務実績

##### (1) 法人概要

法人名 社会福祉法人 同塵会（どうじんかい）

本部所在地 神奈川県横浜市港南区下永谷4丁目21番地10号

設立年月日 昭和41年3月設立

代表者 理事長 松井 住仁

職員数 1,420名（令和6年12月現在）

運営施設 全24施設

・特別養護老人ホーム8施設・認知症対応型共同生活介護1施設・

地域ケアプラザ6施設・認可保育所8園・コミュニティハウス1施設

##### (2) 事業内容

第一種社会福祉事業 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

第二種社会福祉事業 ①短期入所介護（ショートステイ）

②通所介護（デイサービス） ③訪問介護（ホームヘルプ）

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

指定管理事業

- ⑤居宅介護支援事業所 ⑥身体障害者居宅介護事業  
⑦障害者重度訪問介護事業 ⑧保育所 ⑨子育て支援事業  
①地域包括支援センター ②地域活動交流事業  
③生活支援体制整備事業 ④コミュニティハウス

(3) 補足（その他の業務実績）

各種行政機関の政策・施策をバックアップする事も重要な社会貢献と認識し、積極的に取り組んできました。また公益性の高い社会福祉法人の責務として、地域の皆様に愛される法人・施設を目指して各種自主事業に傾注してきました。

【受託事業】

- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・介護ロボット普及推進事業
- ・横浜市緊急ショートステイ床確保事業
- ・ヨコハマシニアボランティアポイント事業 など

※上記、理念の周知や法人各事業展開における職員への周知は、毎月開催する幹部会（所長出席）や法人内所長会において得た情報をタイムリーに職員会議などで目的や役割りを踏まえながら説明しています。よって、誠意の限りを尽くした事業運営を実施しています。

## 社会福祉法人同慶会 沿革

昭和41年3月	社会福祉法人同慶会 設立
昭和42年5月	特別養護老人ホーム芙蓉苑開設（入所定員50名） ※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム（港南区）
昭和50年4月	芙蓉苑増改築工事竣工（入所定員150名）
昭和53年4月	和光診療所（芙蓉苑併設）開所
昭和53年9月	芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始
昭和57年9月	芙蓉苑在宅高齢者入浴（施設）サービス事業開始
平成元年1月	特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始 入所定員：160名（寝たきり高齢者140名、認知症高齢者20名） ショートステイ：20名（寝たきり高齢者10名、認知症高齢者10名）
平成3年3月	芙蓉苑在宅高齢者配食サービス事業開始
平成3年7月	芙蓉苑全面増改築工事竣工
平成8年12月	特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑開所（泉区）入所定員：50名 ショートステイ：10名
平成9年6月	いずみ芙蓉苑全面開所 入所定員：80名（寝たきり高齢者40名、認知症高齢者40名） ショートステイ：20名（寝たきり高齢者10名、認知症高齢者10名）
平成9年9月	いずみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始
平成9年10月	芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始
平成10年9月	横浜市下永谷地域ケアプラザ開所（港南区）
平成10年10月	芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24時間巡回型）事業開始 いずみ芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24時間巡回型）/高齢者配食サービス事業開始 横浜市下永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始
平成11年7月	横浜市下永谷地域ケアプラザホリデイサービス事業開始
平成11年9月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑ホリデイサービス事業開始
平成11年12月	介護保険制度施行に伴い、芙蓉苑・いずみ芙蓉苑・横浜市下永谷地域ケアプラザが居宅介護支援事業所指定
平成12年1月	介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの事業者指定を受ける
平成12年4月	芙蓉苑、いずみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害者・難病患者等ホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始 ※いずみ芙蓉苑は滞在型のみ
平成12年10月	横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）
平成13年8月	横浜市下瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）
平成13年9月	横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）
平成14年1月	芙蓉苑建て替え事業計画着工～平成15年3月 芙蓉苑一期工事竣工
平成16年4月	芙蓉苑全面改築工事竣工
平成16年11月	赤い屋根保育園開園（港南区）
平成17年3月	グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員18名）
平成17年12月	特別養護老人ホームサンバレー開所（港南区）（入所：100名 ショート：30名）
平成19年5月	特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区）（入所：120名 ショート：10名）
平成21年4月	チェリーガーデン保育園開園（港南区）
平成24年4月	特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区）（入所：90名 ショート：10名）
平成24年8月	ゲートタワーローズ保育園開園（川崎市幸区）
平成25年4月	中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区） 鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）
平成27年10月	特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区） （入所：110名 ショート：30名）
平成28年4月	特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎区川崎区） （入所：120人 ショート：20人） 境町バイナッブル保育園開園（川崎市川崎区） 小向さくら保育園開園（川崎市幸区） 横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）
平成30年4月	目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）
令和元年5月	特別養護老人ホーム「日野サザンポート」（港南区）（入所：130人 ショート：10人）
令和6年7月	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ・横浜市上永谷駅前コミュニティハウス開所（港南区）

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人は 24 施設を運営しており、港南区内に 3 カ所の特別養護老人ホームを運営する大規模な社会福祉法人であると考えております

これは各自治体より当法人の財務状況の健全性、安定性はもちろんのこと経営方針に対する信任の証明であると同時に当法人に寄せられる期待でもあると認識しており、信認を損なうことのないように事業種別ごとに法人本部に担当者を置き、施設単位で財務状況の把握ができる体制を整えております。施設単位で財務の状況を把握することにより、状況に応じた補正予算の編成などを適切に対応することが可能となっております。

施設規模により収支の差はありますが、複数施設の経営を行うことにより、互いに支えあい、時には競うことで多数の意見を聞くことにより、改善を実施することで常に安定した経営ができる収益基盤の確保に努めています。また、繰越金により新たな施設運営を進める中で、地域の雇用促進や職員賃金への反映を行うことで社会福祉の貢献を広げ、安定した運営が継続していくことを念頭に置き、日々の業務に取り組んでまいります。

### ・予算の執行状況

月別の執行状況は、理事長、理事、法人内ケアプラザ所長及び関連施設所属長が参加する会議において毎月確認を行っております。

予算を基に執行状況が計画通りに進んでいるか確認し、必要に応じて予算の補正も適正に行っております。

### ・法人税等の滞納の有無

法人税等については、法人本部や税理士事務所の管理により適正に納付をしており、滞納はございません。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### 所長予定者

地域ケアプラザは、地域福祉の中核を担う重要な役割を持ち、所長につく人物は「豊かな人間性と地域福祉の経験」が求められます。

重要なスキルとして『コミュニケーション』『マネジメント』『危機管理』と認識しており、特に子どもから高齢者といった幅広い世代からご意見やご要望に耳を傾ける姿勢や相手の立場に立った対応が行えるコミュニケーション能力を持っていることが重要と考えております。

これらを踏まえて既存の6地域ケアプラザの所長経験者もしくは、専門職として地域福祉に長期間にわたり携わった経験を持ち、公設民営にて設置される意義を十分に理解し、多彩で良質なサービスが提供できる人物を所長として配置します。

##### 職員の確保・配置

近年、福祉業界の人材不足が課題となる中、本事業計画においては原則として当法人が運営する既存施設に勤務する有資格者の配置が主となりますが、将来的には当地域ケアプラザにおいても新規職員や中途採用職員の採用が見込まれることから、人材確保の基本的な手段として以下を考えております。

##### ・新卒（中途）採用

新規採用職員の取組として、当法人では首都圏に点在する専門職の養成校（大学や専門学校、高校）との長年にわたる信頼関係により安定的に新卒者の紹介を受けています。

##### ・一般採用

公益性の高い社会福祉法人においては、多種多様な雇用機会の創出効果を期待されていることを認識し、その目的を十分に理解したうえで採用を実施していきます。また、専門職以外の職員についても女性の社会進出や雇用促進による地域の活性化に寄与できるように未経験の転職者や地域住民を積極的に採用し、子育て世代やシルバー世代など個々の事情に配慮した柔軟な従業員態を推進していきます。

##### ・法人内職員異動

当法人が運営する8つの特別養護老人ホームなどの協力得て、欠員が出た際には速やかに有資格職員を当地域ケアプラザに配置するなどして人材の確保に努めてまいります。

##### ・適切な配置

子育てや介護など職員の状況に配慮し、継続して働ける環境を整備しております。また、職員に対して定期的に面接を実施し、業務上の悩みやモチベーションを確認して意欲向上を図ったり、異動の希望などを確認しております。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では「利用者の喜びが自分の喜びに感じられる」人材育成を基本としています。

「福祉は人なり」との考えに基づき、職員が誇りをもって意欲的に働き続けられる職場環境を目指し、専門性が高く思いやりをもった人材育成こそが施設を利用される方への高いサービス提供、満足度の向上を実現するものと確信しております。このことの実現のため法人全体として研修や資格取得支援の実施、外部研修への参加のほか、専門職ごとに行っている法人内部門別研修会や事業所間での交流研修を実施し、職員個々が掲げる目標に向けて主体的に取り組めるシステムの確立をしています。また、研修を進めていくうえで、学びの気持ちが継続するように職員一人ひとりをバックアップするために所長をはじめとした役職者による面談体制を整えています。

今後も熱意を持った人材育成と研修実施等に取り組んでまいります。

同塵会 ケアプラザ部門 応用研修プログラム			
研修項目	内 容	対象者	開催頻度
<b>専門性を深める・広げる</b>			
法人内部署別勉強会	○実際の事例を用いたケーススタディ形式による専門性の向上 ○部署特有の課題の発掘～解決策の意見交換	法人事業所 対象職種職 員	部署毎 1回／年
職種別 事業所間交換研修	○サービスを提供する上で必要となる専門的な知識・ 技術を練磨し、専門職としての資質の向上を図る ○実際の支援場面での実践的技術の習得（実習形式）	法人事業所 対象職種職 員	職制毎 1回／年
試験対策勉強会	○福祉に携わる上で必要となる資格取得	希望者	随時
各種認定資格の案内/ 勉強会	○発想力・提案力の拡充 ○職制別の基本的な必要資格とは別に、福祉用具専門員・認 知症専門員・レクリエーション指導員や、音楽療法・スポ ーツアクティビティー等、趣味活動講座の受講支援	希望者	随時
<b>プラザ内情報共有のための研修</b>			
職員会議・職種会議等 （ケース会議）	○事業所ごとの特性に合わせた、ケーススタディを中心と した具体的な支援方法や情報共有	全職員 （プラザ内）	月1回
<b>市区行政主催研修を中心とした外部研修の活用</b>			
外部研修	○地域福祉に携わる上で必要な、より新鮮な情報の習得と、 地域に反映されるよう実践的手法を学ぶ。 ○「地域包括支援センター職員課題別研修」等を活用	外部研修指 定対象者	随時

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

市民の共有財産である地域ケアプラザについては指定管理の責務として、ご利用される方が快適かつ安全にご利用いただくことはもちろん、施設及び設備については建築局から提示されている「施設管理者点検マニュアル」や「維持保全の手引き」に基づき日常の管理、点検を確実に実施し、不具合を早期に発見し、速やかに港南区へ報告・協議の上で必要な対策を講じます。

#### ・施設・設備の維持保全

施設開所より 27 年が経過し、機能の維持、耐久性の確保のため定期的な清掃・点検・保守を行ってまいりました。軽微な修理や補修については職員や法人本部に在籍する設備機器管理担当職員が対応し、必要な場合は早急に業者による適切な修理を実施して、施設利用者の安全性と快適性を確保してまいりました。

設備の長期利用に対する維持・保全については、不具合や故障の状況をその都度、港南区や建築局に相談し、大規模修繕にならないよう努めています。

建物設備の維持管理については毎年予定表を作成し、専門業者による建物設備管理、建物清掃、環境衛生管理を計画的に実施しております。建物・設備の異常やその兆候を速やかに発見し、適切に処理することで故障などによって業務への支障や大規模な修繕が発生しないように対処していきます。

#### ・清掃、衛生業務

気持ち良く利用していただける施設を維持するために、専門業者による定期清掃を毎月実施しております。また、独自に清掃担当者を雇用し、専門業者の保守点検だけに頼らず、日常的な目視点検と清掃を行うことで施設の長寿命化を目指しております。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。  
※急病時の対応など。

回避困難で突発的な事故、急病等の緊急時については、迅速かつ的確な対応を行います。  
これらの取組みを主管するために法人本部に危機管理対策室を設置しており、事務所・部署・担当間の連携を強化し、対象となる方に寄り添い、事案処理をする独自のシステムを確立しております。  
当地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の方々や障害児・者の方など広くご利用されている施設であることから、事故が起きやすい環境の施設であることを常に意識してまいります。

### ・事件・事故発生時の対応

福祉サービスの現場には高度な安全配慮が課せられており、極力事故を回避しなければなりません。予測不可能な事故や予測できても回避不可な事故が発生することを認識して、事件・事故による被害を最小限に止める対応能力が求められます。

当法人では危機管理マニュアルを整備して不測の事態に備えた対応手順や連絡体制を明確化し、全職員へ周知及び定期的な研修により有事に備えております。

### ・急病時の対応

当地域ケアプラザの開館時間中に貸館利用者や通所介護利用者、職員等に急な体調変化が見られた場合には基本の対応マニュアルに沿って、2名以上の職員が対応いたします。看護資格を有する職員が毎日勤務しており、通院等の迷いが生じた場合は参考意見として取り入れます。命に関わると考えられる場合は救急車の要請をします。施設内にはAEDを設置しており、芹が谷消防出張所の協力を得て定期的にAED研修も実施しております。

### ・防犯・防災の対応

消防訓練では防火管理者を配置し、施設利用者などにも声を掛け、施設全体で訓練を実施してまいります。施設管理者不在時であっても責任のある行動がとれるように他の役職者が中心となり指揮命令系統を確立しております。また、芹が谷消防出張所の協力を得て、年2回の避難訓練等を実施しております。

夜間の職員不在時における防犯対策に関しては専門業者に委託して防犯・防災・ガス漏れ・不法侵入等の発生を警備機器により感知し、警備会社より職員が20分以内に急行するほか、管理者及び役職者の連絡先についても警備会社に告知して不測の事態にも対応できる体制を整えております。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

日頃より職員が「広域避難場所」「地域防災拠点」「いっとき避難場所」を把握、確認するとともに横浜市職員が自ら参集する横浜市内「震度5強」以上の災害時には、当地域ケアプラザ職員も身の安全を確保しながら参集する体制を整えております。また、災害等の発生時に横浜市や港南区から協力要請があった場合は速やかに現状を報告して協力してまいります。

当地域ケアプラザは、港南区と締結している「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所に関する協定」に基づく福祉避難所となるため、福祉避難所開設・運営マニュアルを作成しており、発災時には地域防災拠点からの要援護者とその家族の受け入れをしています。

また、適切な応急備蓄の整備・保管を行ってまいります。

「福祉避難所の協力に関する協定」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル」等に定めがなく、近隣住民が施設に自主避難してきた場合にも港南区災害対策本部と連携を図り、人命の保護を優先に被災者の援助活動等に協力してまいります。

#### ・発災時に備えた事前準備

- ・当地域ケアプラザでは介護保険ご利用者の名簿を作成し、災害時の安否確認等に備えて鍵のかかる書庫に保管しています。
- ・要援護者の受け入れ人数、受け入れスペースを職員に周知し、発災直後の行動はマニュアルに沿って行動できるように情報を共有しています。
- ・応急備蓄の食料や水、生活用品は年度ごとに適切に管理しております。
- ・港南区が主催する福祉避難所連絡会や防災懇談会に参加し、様々な意見を伺いながら職員に情報共有しています。
- ・福祉避難所情報共有システムの災害時有線電話やデジタル簡易トランシーバーを使い、港南区役所の定期的な開催される訓練に参加しております。

## イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

在宅要援護者のための福祉避難所として地域防災拠点との連携・対応ができるように日頃からの関係性を構築し、有事に備えております。

発災後、速やかに福祉避難所を開設して機能させることができるように定期的な訓練を実施しております。具体的には災害等が発生した際に職員が自ら行動できるように災害時対応マニュアルを作成し、定期的に研修及び訓練を行っております。また、毎年行われる地域防災拠点訓練に地域住民と一緒に参加、福祉避難所としての役割を意識し、デジタル簡易トランシーバーを使用した交信訓練、車いすやリアカーを引きながら地域ケアプラザまでの移動を想定した訓練を行いました。移動訓練においては道路の破損状況によって変わってしまいますが坂の勾配、歩く距離など施設までの安全と考えられる経路の検討を行いました。

震災時には福祉避難所としての役割もありますが、業務継続計画を作成し介護サービスや日常生活において支援が必要な方に対し、職員に向け正確な情報集約、共有や業務の優先順位の整理ができるように定期的な研修や訓練等を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス等の感染症発生時には職員の役割を明確にし、感染症のまん延防止のために感染者の把握や清掃・消毒・換気の徹底を行います。震災時と同様に業務継続計画を作成し、感染者に対する差別や偏見を防止し、感染症の知識や感染リスクを正しく把握できるように定期的な研修や訓練を実施していきます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは公設民営で指定管理制度により運営される公共性の高い事業所であり、名称に「横浜市」が含まれることを重く受け止め、その公平性と中立性が担保されなければなりません。公的施設であるが故に市民、団体の皆さまが利便性や用途の柔軟性を求められることは必然ではありますが、公正・中立な管理が崩れることはご利用者の不利益になるとの理解を促してまいります。また、介護保険業界においても民間事業者が公的施設に対して厳しい視線を向けていることも忘れずに取り組んでまいります。

##### ・市民、団体を対象とした中立性の確保

「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づき適正な貸室利用を行っております。中でも営利等の目的や反社会勢力の利用がないように十分に注意を払ってまいります。使用禁止となる可能性のある事例については、すみやかに区役所へ報告・相談してトラブルが生じないように対応していきます。

目的外利用となる団体については地域ケアプラザの役割等を説明、使用料の支払いをご納得いただいたうえでご利用いただくよう努めます。

##### ・自法人を律する公正中立の確保

既存の6地域ケアプラザの運営を通じて、設備や備品の管理をはじめ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所におけるマネジメント等については特に注意が必要であることを実感しております。いつ、誰から指摘を受けても透明性をもって説明をし、納得していただける公正中立な運営が指定管理者受託法人の義務であり、自らを律する姿勢で管理・運営にあたります。

##### ・介護保険サービスに対する公正中立の確保

近年の社会問題として一部の介護サービス事業所による囲い込みに準ずる行為が利用者本位に反すると当法人では認識しており、公共性の高い社会福祉法人として公平・公正な立場であることを徹底してきました。

居宅介護支援事業所による利用者選択の同意は横浜市の指定様式を用いて説明し、地域包括支援センターにおける介護予防支援事業所でも相談者や契約者が利用するサービス事業所の選択や居宅介護支援事業所への紹介の際に区内の居宅支援事業所一覧表やホームページを活用し公正・中立を基本に利用者が自ら選択したことが証明できるように記録や確認書を作成しております。

また、横浜市地域ケアプラザ業務連携指針に基づいた公正中立性の確保に関するアンケート調査を実施し、適切な情報提供の担保としております。

相談のニーズや勘案されるサービスに十分な対応ができるように各事業所の特性や長所等を把握する必要があり、日頃から各事業所との連携を密にしてまいります。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

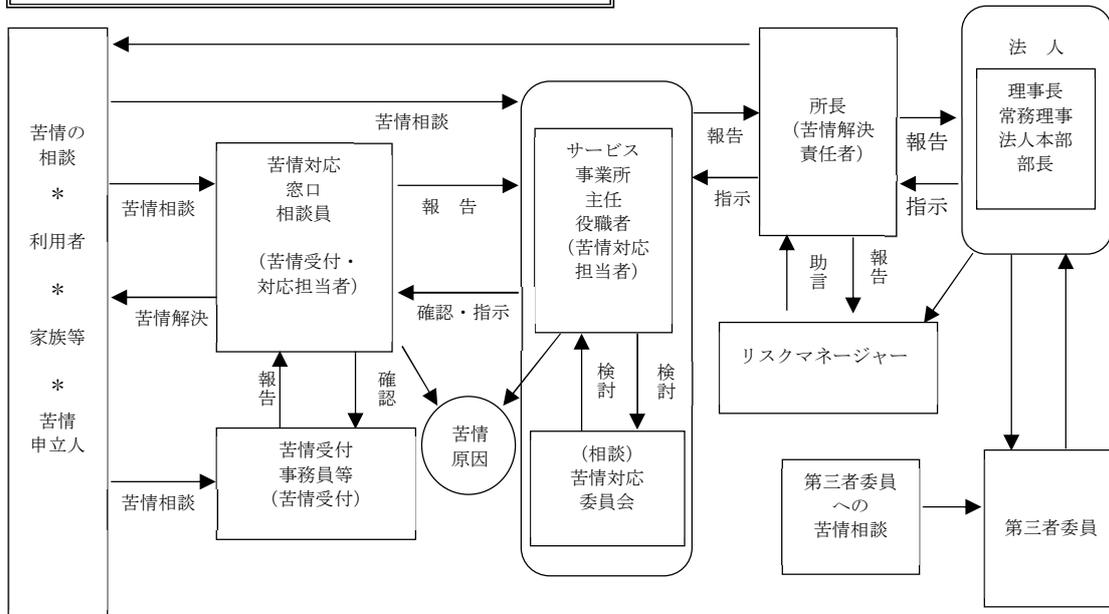
当法人では長きにわたる地域ケアプラザ等の事業運営を通じて築いてきた地域住民、行政機関等との関係性を基礎として地域が抱える潜在的な課題を把握することに努めてきました。

当地域ケアプラザにおいても横浜市の指定管理者という公的責任を負うことはもちろん、頼られる社会福祉法人として意見や要望を真摯に受け止める姿勢を持ち続けていきます。

具体的な方法として、利用者アンケートの実施やご意見箱の設置のほか、地域行事や各団体の定例会議において話された内容も所内で共有し、職員会議などで把握したニーズや要望の分析をして適切に対処できるように施設内各事業所において誠意をもって取り組んでいきます。

苦情に関しては迅速な対応が求められることから、当法人では各職責に応じた役割や解決責任者が真摯に会い応ずることで早期の苦情解決を実現します。

※ 円滑且つ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### ・個人情報保護について

当法人は 24 事業所を運営する社会福祉法人であり、取り扱う個人情報は膨大で個人情報取扱事業者として重大な責任を担っております。

具体的な取り組み方法として定期的に個人情報保護に関する研修の実施や取り扱いマニュアルの定期的な見直し、事業所内にあるパソコンにおいてはパスワード管理や使用しない場合は鍵付きの書庫等に保管するなどして平素より適正な個人情報の取扱いに努めています。

また、ヒヤリハット報告書を作成して当地域ケアプラザの事例だけではなく、法人内施設及び横浜市地域ケアプラザ等で発生した事故に関しても自身の業務と照らし合わせて未然に防ぐ方法として活用しております。

### ・情報公開の取組について

公益性の高い社会福祉法人の責務として、各種法令の遵守はもちろん、区民へ積極的に情報を公開し、地域ケアプラザに付随する計画や施設の経営、運営状況を法人が定める情報公開規程に基づき積極的に公開していきます。

具体的な方法として事業実施状況や事業計画、事業報告、第三者評価の実施結果などは常時閲覧できる場所に設置しております。また、ホームページでは高齢者、障害者を含めあらゆる方が情報を得られるようにウェブアクセシビリティの確保と向上に努めております。

### ・人権尊重への取組について

横浜市の「横浜市人権施策基本指針」が社会情勢の変化等に合わせ改訂され、様々な差別や人権への課題に対して行政機関、市民が一体となって誰もが自らの権利を侵害されることなく住みやすいまちづくりに尽力されていると理解しております。

人権尊重に向けた啓発活動は男女共同参画や外国籍の市民などの多岐に関わる問題が存在しています。近年では SNS、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮、感染症に絡む問題など多様化し、これらの課題に対し、理解を深めるために事業所として研修を内部開催、外部参加を問わず実施していきます。また、関係機関などと連携し地域住民への啓発活動にも取り組んでいきたいと考えております。

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

指定管理事業者として運営される当地域ケアプラザにおいては、横浜市の掲げる施策の趣旨に基づいた活動を推進する役割を担っていると認識しております。特に地球温暖化防止に向けた取り組みである「ヨコハマ プラ 5.3 計画」をより推進させる取り組みを率先して実施してまいります。また、脱炭素化への取り組みに宣言したことで、職員一人ひとりが意識的に温室効果ガス排出の抑制に向けた行動を心掛けてまいります。

### ・「ヨコハマ プラ 5.3 計画」「脱炭素取組宣言」の取り組みについて

「ヨコハマ プラ 5.3 計画」「脱炭素の取組」の推進を図るため、施設内だけではなく地域の皆さまと共に以下のような活動に取り組んでまいります。

- ・既に先行区として実施しているプラスチックごみの分別、リサイクルの拡大のために資源循環局や地区環境事業推進委員連絡協議会と連携し、説明会などの開催をして理解を深めます。
- ・資源ごみの分別を徹底し、ごみ量の削減を進めます。また、担当ケアマネジャーなどが高齢者宅に訪問した際に説明をしていきます。
- ・電気使用量の削減に向け暖房・冷房効率をあげるためにカーテンの使用やグリーンカーテンの活用をしていきます。また、使用していない部屋の消灯や機器の電源オフを心掛けていきます。
- ・可能な限りペーパーレス会議実施やコピー用紙の裏面使用を心掛けていきます。
- ・引き続き「ヨコハマ 3R 夢プラン」のリデュース・リユース・リサイクルを進めてまいります。

### ・中小企業への優先発注について

当地域ケアプラザが行う工事の発注や物品、役務の調達等にあたっては横浜市内の中小企業者への受注機会の確保を図ります。選定には横浜市の登録者名簿に登録した事業者を中心に依頼をしていきます。

市営地下鉄永谷駅から環状2号線沿いの当地域ケアプラザ周辺にある店舗を中心に近隣商店等に施設で開催する会合、イベントで使用する商品を購入することで店舗の周知、活性化に貢献します。日頃から地域における店舗などの特徴や取扱商品にも関心を高めることで、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与していきます。

### ・男女共同参画への取り組みについて

当地域ケアプラザでは「横浜市男女共同参画推進条例」に基づき、性別によって資質や能力を判断するのではなく、それぞれの特性や資格、特技などを活かして職場が形成できるように、働きやすい職場づくりをしていきます。

法人全体でも出産・育児休暇を取得する職員も多いことから、当地域ケアプラザでも本人の希望に基づき休暇の取得ができるように支援しています。また、育児・介護休暇などは男性職員も積極的に取得できるように働きかけております。

働きやすい職場づくりとして、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、各種ハラスメントが起こらないように、役職者が特に気を付けながら、職員にも啓発をしていきます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

当法人は施設貸出しの稼働率や施設に立ち入られた地域住民の人数が地域ケアプラザの存在意義を図る指標であると捉えています。

#### ・稼働率の実績 (%)

項目	部屋別稼働率			
	多目的ホール	調理室	地域ケアルーム	ボランティアルーム
令和5年度	67.1	25.4	43.7	54.6
令和6年度(12月迄)	64.4	24.4	39.5	52.7

#### ・現状分析と課題

稼働率を令和5年度と6年度の実績からみると全貸室の稼働率は50%を切る状況となっております。新型コロナウイルス発生以降に施設利用が減少してから改善しておらず、特に調理室の利用が著しく少なくなっております。表にはありませんが多目的ホールは土曜日・日曜日の利用は80%前後の利用があるものの平日が50%程度の利用となっております。また、夜間帯の利用は20%弱となります。施設まで行くのが大変との声を聴き施設主催の講座などを町内会館や高齢者サロンの場に出向き開催していることも稼働率低下の要因の一つとなっております。

今後、利用率向上に向けた課題としては①夜間帯、調理室の利用実績を上げること②施設貸出の周知活動の強化が挙げられます。

#### ・利用率促進に向けた手法と目標

まずは平均稼働率60%強を目指して、次の取り組みを行っていきます。

##### (1) 広報活動

地域ケアプラザの存在、貸室事業の実施を広く理解していただくために積極的に広報活動に努め、担当地域隅々に行き渡るPR活動を展開します。

- ・広報誌「ケアプラザ通信」の隔月発行、広報「こうなん」でのイベント情報の掲載
- ・施設貸出について利用できる団体の条件を周知し、多くの団体の利用に繋がるようにします  
また、目的外利用での利用もできることを周知して条件が満たせず団体登録が出来ない団体も利用に繋がるよう努めてまいります。

##### (2) イベントの実施

ケアプラザを多くの方に身近に感じていただくには、施設に来ていただくことが最も効果的な方法と考えます。そのために魅力があり集客力のあるイベントや講座等を開催し、普段地域ケアプラザに来る機会のない方々（就労世代など）へのきっかけ作りとします。

- ・福祉保健活動団体の発表・展示の場として「ケアプラザ文化祭」「廊下ギャラリー」「まちかどプラザ作品展」の開催
- ・ケアプラザの周知やボランティアの活躍の場を目的とした「しもケア祭」の開催

### (3) 自主活動団体やボランティアの育成

当地域ケアプラザが行う講座等から、できるだけ多くの自主活動団体が生まれるように工夫をしていきます。特に福祉保健協力団体（団体Ⅱ種）に団体登録していただくように努め、年2回以上のボランティア活動を推進し、各団体が当地域ケアプラザのイベントやデイサービスへの手伝い、連合町内会、地区社会福祉協議会、近隣福祉施設のボランティアとして活躍できるようにと努めてまいります。

## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

相談には誠意をもって取り組み、地域の皆さまから信頼されるワンストップサービスの窓口として「困ったら下永谷地域ケアプラザに相談すれば大丈夫」と言われるような相談体制を構築していきます。

### ・地域ケアプラザが情報発信源であることの周知

高齢者をはじめ子ども、障害児・者、また、制度の狭間にある方など、担当する地域では様々な課題が複雑に絡み合い、どこに相談して良いのか分からない方も多数存在しています。これらの方々に地域ケアプラザが情報発信源として、課題解決をコーディネートできる身近な相談窓口であることを案内していきます。

具体的には周知活動を施設内に留めることなく高齢者サロンや育児サークルなど、地域の様々な集まりに積極的に出向き、地域特性や個別ニーズを把握し、インフォーマルサービスも含めてきめ細やかな周知に努めます。

### ・情報の提供方法

伝えたい、相談したい方の視点に立ち、分かりやすく正確な情報の発信を心掛けます。また、当地域ケアプラザ職員は縦割りの対応ではなく、地域福祉のトータルコーディネーターとしての役割を果たすよう情報を整理し、共有することで適宜・適切に正しい情報を提供できる体制を整備していきます。

情報発信の方法として広報誌「ケアプラザ通信」、ケアプラザ内外のオープンスペースを利用した掲示板等を用いて実施する事業や関係機関に関する情報の掲示や配架を行っていきます。

### ・関係機関等との連携

港南区役所の各担当課、近隣の障害者施設、障害児・者施設、市民利用施設などと連携を図り、相談内容によって、適切に情報提供できるための関係構築に努めています。また、港南区子育て連絡会や港南区防災懇談会に出席し、子ども、障害児・者当事者の意見を伺い、情報発信に役立てていきます。

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

当地域ケアプラザ職員は自身の配属部署や業務内容を超えて地域の皆様に、いかに貢献できるかが本分と考えております。地域や住民に対して役割を果たしていくためには、当地域ケアプラザ内の各部署間が連携して情報を共有することが重要です。また、近隣施設と連携をして取り組むことが最良の手段と考えております。

### ・各部署の情報共有

適切な情報の管理・保護を厳守するために、電子ネットワークを活用することが、新鮮な情報の共有を実現する手段として有効であると考えます。現在においても各種会議の他、所内ネットワークによる共有フォルダを活用し、最新の地域情報を正確かつ効率的に全職員が地域の皆さまの担当者であるとの共通認識で円滑に対応しています。

《共有フォルダで内の具体例》

- ・各種会議資料や議事録
- ・当日施設利用情報・来館者予定
- ・地域のイベント情報、参加記録
- ・各部署の日誌 など

### ・職種間連携の実施

地域包括支援センターの3職種（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）に地域活動交流及び生活支援両コーディネーターを加えた指定管理事業の5職種が、常に連携して情報共有をしながら、地域支援にあたることを重要と考えております。

5職種連携の在り方としては、一般的に用いられる合同カンファレンスの開催による集中的な情報共有や課題解決の協議は日常的に実施しておりますが、情報自体をバトンと捉え、リレー形式で、時間や場所をつないでいく形態を取り入れて、実践的な情報共有を展開していきます。

また、5職種以外にも介護保険事業である介護保険事業所と通所介護事業所の職員も参加する会議があり、その中で現在予定している事業やこれから進めていきたい方向性などについて多角的に意見を取り交して共有することで、専門外の分野であっても気づき、気づかされる関係が構築されています。

《情報共有のための主な会議》

- ・職員会議（常勤職員全員）
- ・5職種会議（指定管理事業5職種）
- ・ケアマネジャー会議（ケアマネジャー）
- ・デイスタッフ会議（通所職員全員）

### ・関連施設等との連携

#### (1) 各町内自治会館との連携

町内自治会館は地域の皆さまにとっても最も身近で行きやすい施設であり、町内自治会館

を使用した事業の開催を行っております。

特に当地域ケアプラザは坂の上にあるため、積極的に町内自治会館へ出向いての講座や体力測定会などを開催しております

(2) 小中学校との連携

当地域ケアプラザの担当地域の子どもたちは上永谷中学校、永谷小学校、永野小学校へ通学しております。中でも永谷小学校は担当する下永谷地区の大部分の方の地域防災拠点となっております。地域防災拠点運営委員会や小学校との情報共有、連携を取りながら福祉避難所としての役割も含め災害時の対応を確認・更新していきます。

また、地域の子どもたち及び保護者にとっても当地域ケアプラザが身近な場所となるように学校への情報発信、情報共有、意見交換等を行ってまいります。

(3) 近隣福祉施設との連携

福祉保健活動団体の活躍の場の提供として近隣の福祉施設との連携を図ります。

その他にも「下永谷の外出を考える会」などの各種会議や事業に参画してもらい、事業所と地域がお互いに協力し合えることを共有して、より良い関係が作れるように努めています。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地区全体に包括的なネットワークを張り巡らせるため、点在するフォーマルサービス、インフォーマルサービスを有機的に結び付け、さらにこれらと住民を結び、安心できるまちづくりを進めてまいります。

当地域ケアプラザ担当地域をはじめ港南区には、様々なネットワークが存在し、地域を支える力になっています。

### ・地域活動を行う個人、組織及び団体との連携

地区社会福祉協議会、民生委員児童委員の定例会議、その他各団体の定例会議等に参加し、お互いに支えあって事業を進めるための信頼関係を構築していきます。

現在、課題と考えられる障害児・者への支援、連携や外出困難者に対する移動販売が終了したため、地区社会福祉協議会を中心に連合町内会、民生委員児童委員協議会と共に支援策の検討をしていきます。

ボランティア活動をされている個人及び団体の皆さまとの交流の場を設け、情報交換や提供により活動状況の把握や活動における支援に努めます。また、地域で行われている活動の場に出向き、担い手や参加者の皆さまとの顔の見える関係づくりを継続して行ってまいります。

### ・専門的なサービス提供を行う専門職等との連携

担当地域にある介護保険事業所の運営推進会議等に参加し、情報の共有と地域のニーズ把握に努めています。

子育て支援施設や障害児・者施設は担当地域にないため、区内の連絡会等に積極的に参加したり、施設で行う事業等に協力または協力していただき関係の構築をしていきます。

これらを通じて、地域に必要なネットワークを構築し、支援の客観性や専門性を高めてまいります。

## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区運営方針の基本目標「愛あふれる♡ふるさと港南に」を基に5つの施策12項目が掲げられています。当地域ケアプラザでも区運営方針に示される施策に対して、地域住民も含めて関わってまいります。

「地域の皆さまと協働で進める地域づくり」として「港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」の推進や4つの施策「知る・つながる・できることをやる・支えあう」を地域の皆さま、地区支援チームと共に取り組み、推進していきます。

- ・各地区の計画を推進する地区支援チームの一員として、地域ケアプラザの機能を活かした支援方法を提案していきます。具体的には所長・地域活動交流・生活支援体制整備と地域包括支援センター職員が中心となり、地区支援チーム会議に出席し、情報の提供やチームメンバーとの情報共有に努めます。

- ・高齢化社会が到来し、労働人口が減少する中、多くの企業が人材不足に直面しています。一方で働き方改革が進められている今、貴重な経営資源は人材という考えかたで、それを具現化する取り組みの一つとして健康経営があります。

令和元年に「健康経営クラスA」が認証され、現在まで継続しております。支援する側が健康であることで地域の皆様に笑顔を届けていきたいと考えております。

- ・運営方針にある、「見守り・支えあいのまちづくり」の一環として、平成29年から開始した「見守り協力事業者への呼びかけ」に取り組み、担当地区で当地域ケアプラザの声掛けにより22事業所に登録していただきました。地域での見守りを進めるために登録していただける事業者へのアプローチを継続していきます。

- ・地域住民の集いの場の形成や介護予防等を図るために開始された「まちなみ事業」に参加し、ベンチの設置場所選定や設置依頼を進めてまいりました。現在、地域3カ所で設置をしていただき、近隣住民との交流に役立っております。

また、熱中症対策の一環として始められた「まちなみ給水所事業」にも参加し、当地域ケアプラザをはじめ3カ所で協力をいただいております。公園で遊んでいる親子などが来館し、水分補給を行っております。

両事業を地域住民に広く知っていただくために、近隣町内会で実施される夏祭りに合わせ、ベンチ設置場所を巡るスタンプラリーの開催やスタンプラリーのゴールで給水していただき、当地域ケアプラザのイベントに参加してもらう取り組みを行っております。

## カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

港南区地域福祉保健計画は、当地域ケアプラザにとって下永谷地区及び永谷地区の地区別計画と合わせて、地域課題解決に向けて重要な施策であり目標であると認識しております。

港南区福祉保健計画の基本理念である「ふだんの暮らしをシェアに」の実現のために、「健康づくり」「高齢者」「障害者」「子ども」「青少年」のテーマにおいても「知る・つながる・できることをやる・支えあう」という共通テーマを意識して、一人ひとりがつながり、お互いに支えあえるまちづくりをみんなで行うことを目標に地域住民が主体となって実施できるように取り組んでいきます。

自主事業においても、まずは「知る」ことから、知れば「つながる」というように一つひとつのテーマが一連であることを意識し、企画・運営を行ってまいります。

令和7年度が第4期港南区地域福祉保健計画の最終年となることから、地区別計画も第4期計画の振返り及び第5期計画の策定を行うこととなります。

地区別計画の推進・策定の主体となる下永谷地区の「ふるさと会議」、永谷地区の「支えあいネットワーク会議」に地区支援チームとして参加し、地区別計画は地域ケアプラザの計画であるとの思いをもって計画に反映してまいります。

また、課題として地区別計画が地域住民に広く浸透していないと考えております。

当地域ケアプラザに関わる職員も地域福祉保健計画の理解を深め、所長・地域活動交流及び生活支援両コーディネーターはもちろんのこと、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、通所介護事業所職員においても一人ひとりが計画推進を担う一員であることを認識し、日々の活動の中で計画の周知を行ってまいります。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主事業は地域の皆さまが考えられた地区別計画の「育てよう私たちの故郷 下永谷」（下永谷地区）、「ながーく住みたい永谷」（永谷地区）をコンセプトとし、これが実現されるように事業の展開をしていきます。また、地域ケアプラザが行う自主事業の対象者は高齢者中心となりますが、子ども、障害児・者のニーズに応えることも重要と考えております。つきましては地区社会福祉協議会に協力をいただきながら、子どもや青少年が健やかに成長し、さらには障害児・者もノーマライゼーション社会の中で安心して生活が営めるような企画を進めてまいります。

自主企画事業の在り方として、地区別計画を自主事業の企画立案の基軸としたうえで、単に地域ケアプラザの自主企画事業に収まらず、地域や地域住民が主役の事業へと発展させたいと考えております。

身近な拠点で生き生きと健やかに生活できる地域社会の実現につながるように「子どもから高齢者まで誰もが地域を支えあい、この街に住んで良かった」と感じていただけるような自主企画事業を提供してまいります。

地域の皆さまに好評を得る自主企画事業を実践するためには、地域の実情や課題を十分に把握し、目的意識を明確にしたうえで立案する必要があると考え、そのためには継続した活動こそが自主企画事業を有意義にさせる秘訣であると認識しております。私たちは、平成9年の開所当時から培ってきたこの地域での経験と関係性を糧として、地域ニーズに応じた自主事業企画を実施してまいります。

#### ・高齢者

高齢者を対象とした事業は開所当時から「歌声広場」「しもかふえ」「大人の卓球サロン」を開催し、これらは子育て、青少年支援事業と協働することで、小学生の参加につながるなど幅を広げて世代間交流へとつながっております。

また、「囲碁将棋サロン」「麻雀サロン」は自主活動となり、当地域ケアプラザのデイサービス等でボランティアとして活躍しております。その他に、区内在住の男性を対象とした講座「セカンドライフ大学校」を港南区役所、港南区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザと協働で企画し、運営をいたしました。今後は下永谷地区から参加された方が地域の中で活躍していける企画を実施していきます。

#### ・子ども支援

未就園児と保護者を対象とした「ポケットパーク」、小学生以下を対象とした「キッズスペース」「プラレールの部屋」などを開催してきました。

「ポケットパーク」では地域の子育てサークルにつなげることを目的として開始しておりますが、就労のため保育園やプレ保育に通う子どもが増えてきていることから、地域の中での仲間づくり、孤立防止に1歳児～3歳児の参加受け入れをしています。

近隣の幼稚園や保育園と協働で「ぼかぼからんど」を開催し、親子遊びや集団遊びを通して、親子関係や子どもの発達などの育児の悩み、情報交換などが行えるように場の提供だけでなく、広く子育て支援を行っております。

#### ・障害児・者支援

障害のある方が共に地域で暮らす「仲間」であることを伝えられる企画を実施してまいります。

「ママサロン」では主に地域の学齢期の障害児を持つ保護者を対象に地域の中での仲間づくりや気軽に相談できる場づくりとして開催し、当事者が地域で生活していくうえでのニーズ把握に役立てました。その中で災害時の支援などの困りごとを聞き取り、地域への情報提供につなげることができました。また、港南区生活支援センターや港南区社会福祉協議会、港南区役所、ひの特別支援学校に協力いただき、専門的な相談への対応も実施いたしました。

#### ・全般支援

令和6年度から実施した「しもケア祭」は日頃から当地域ケアプラザを利用している団体にボランティアとして協力を仰ぎ、子どもから高齢者まで、認知症や障害の有無に関わらず、多様な地域住民の集いの場としてフリーマーケットの実施や食品屋台、ワークショップを提供いたしました。また、「ケアプラザ文化祭」では貸館登録団体や地域団体等の発表や多世代交流の場となっており、年々、参加団体も増え、より多くの団体が活躍できるような場の提供を行うなど工夫しております。

今後も事業実施後のアンケート等を実施して更なるニーズの把握を行い、活動団体の支援や地域活動へつなげられるような自主企画事業の実施に努めてまいります。

## イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動団体及び福祉保健協力団体の皆さまに施設を有効にご利用いただくことは、地域の福祉保健活動が活発になることにつながると認識しており、公的な施設である地域ケアプラザは積極的に利用促進に向けた取り組みを行うことが責務と考えております。

施設貸出に向けて取り組んでいる内容は以下の通りとなります。

### 1 広報

- ・ 広報誌「ケアプラザ通信」の定期発行
- ・ ポスター、チラシの掲示
- ・ 参加者募集の掲示パネルの設置
- ・ 各種会議、会合、地域活動における PR

### 2 スケジュール管理

- ・ 空き情報の周知（ホームページ、施設掲示板）
- ・ 利用希望時間の聞き取り、調整

### 3 コーディネート

- ・ 「ケアプラザ文化祭」やデイサービスでの活動発表
- ・ 自主事業での講師依頼
- ・ 定期的に開催する団体連絡会での各団体の紹介
- ・ 近隣施設、団体等での活動の場の情報提供

### 4 環境

- ・ アンケート結果を反映した利用しやすい雰囲気づくり
- ・ 職員のマナー向上
- ・ 衛生管理ができるよう消毒薬、換気の徹底

当地域ケアプラザのイベントをはじめ、地域行事や近隣施設等への施設外活動を含めた活動の場の提供にも努めていきます。また、目的外使用としても施設が利用できることを周知し、普段地域ケアプラザを利用しない世代にも活用していただき、今後の福祉保健活動につなげていけるよう合わせて努めてまいります。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域ケアシステムを構築していくうえで、ボランティアの育成、コーディネートは重要であると考え、ボランティア活動に関心のある方に対しては、丁寧に聞き取りをしながら登録を行い、その方にあった活動を継続していただけるようにコーディネートしていきます。

子どもたちは次世代の担い手としての期待が高いこともあり、小中学校の頃からボランティア意識を持ってもらうことが大切と考え、福祉教育を積極的に行ってもらえるような働きかけや地域の事業に参加していただけるように小中学校との関係づくりに努めます。

### 1 ボランティアの発掘

- ・ボランティアに関心のない方へのアプローチ

地域の皆さまに自分の趣味や特技が地域におけるボランティアになりうる可能性を示唆し、「自分のため」と「人のため」が一致し、喜びや満足感が得られる活動になるように支援していきます。

- ・ボランティアに関心がある方へのアプローチ

誰もがボランティア活動を通じて自立と共生の素晴らしさを体感できるように対象者を選ぶことなく全ての住民を対象としてボランティア登録を受付けていきます。多くの皆さまが「何かをしたいけれど、何をすればよいか分からない」などの声を耳にします。活動の内容ありきではなく、その気持ちを大切に、ボランティア登録をしていただきます。

ボランティア活動希望者のパーソナリティや活動時間、活動場所等の諸条件を問わず登録していただくためには、ボランティアを必要とする団体をどれだけ把握しているかが重要と考えております。

### 2 育成への取り組み

ボランティアの育成は、実際の活動に向けて重要なプロセスであり丁寧に取り組んでまいります。育成に際し、「どのような活動がしたいのか」「相手側がどのようなボランティアを必要としているのか」によってプログラムされることが一般的となっておりますが、ゴールに向かって育成するより、スタートとなる「何ができるのか」といった個々の能力や強みに着目し、育成プログラムを作成していくことに努めております。

実際の事例として施設を利用している「囲碁将棋サロン」や「卓球サロン」、「フラワーサロン」の参加者が夏休み等の子どもたちに特技を生かしたボランティア活動ができるように支援しております。

### 3 コーディネートの取り組み

ボランティアコーディネートにおいて大切なことは活動先を1つでも多く把握し、そのニーズを理解することにあります。活動場所の選択が少なく、理解が不十分な場合、コーディネートに無理が生じ、いかに丁寧に育成を行ったとしても活動の継続が困難となる場合があります。そのため当地域ケアプラザでは連合町内会や地区社会福祉協議会、たすけあい連絡会、たすけあい広場などと連携を行い、1件でも多くの活動を把握し、施設内の活動だけではなく地域へも還元できるようなコーディネートを中心としてまいります。

現在の取り組みとして自主企画事業開催時にボランティアを募り、活動のきっかけ作りやケアプラザ文化祭時に受付をしていただきながら、自身の所属団体の宣伝活動ができる環境を整えています。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

福祉・保健活動等に関する情報収集及び情報提供の課題としては区内で様々な活動が展開されているにも関わらず、その情報が必要な方に届いていないことが多く見受けられます。適宜、最新の地域情報を収集、把握して幅広く発信していくために施設事業の参加者や地域住民との日常会話からの情報収集で福祉保健活動につながるようにアンテナを張り、地域住民の暮らしに役立つ情報発信に努めております。また、得られた情報は発信後の情報管理に細心の注意を払いながら、常に見直しと更新を行いながら適正な情報提供を心掛けます。

### 1 情報収集

- ・ 連合町内会、地区社会福祉協議会などの地域会議への参加
- ・ 地域サロン等への参加
- ・ 港南区コーディネーター連絡会、港南区社会福祉協議会分科会などへの参加
- ・ 自主企画事業や地域住民との会話の中から情報収集
- ・ 地域包括支援センターの初回相談などから個別ニーズの把握 など

### 2 情報提供

- ・ ホームページや施設内での事業や施設貸出の情報掲示
- ・ 回覧板や掲示板を使用した情報掲示
- ・ 広報誌「ケアプラザ通信」の発行
- ・ 地域ケアプラザの自主事業や福祉保健活動団体等の情報をまとめた「しもながグループガイド」の発行、更新
- ・ 施設利用マニュアルを作成し配布
- ・ 広報「こうなん」やタウンニュースなどの広報誌での情報提供
- ・ 病院や薬局、地域の店舗等にチラシの掲示や広報誌の配架からの情報発信
- ・ ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビでの情報提供

収集した情報は港南区役所や港南区社会福祉協議会、地域包括支援センターなど地区支援チームで共有し、地域での困りごとには、関係機関と改善に向け連携していきます。今後はこれらの取り組みを継続するとともに高齢、障害等を問わず、すべての方に対して情報発信するためにホームページのウェブアクセシビリティを進め、欲しい情報が手に入りやすい工夫をし、情報の提供ができるように努めます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

ニーズの把握については、当地域ケアプラザに来所する方に加え、各町内・自治会館などで行われるサロンやグループ活動に参加する方の声を聞き、活動状況や担い手などの情報収集とともに地域ニーズの把握に努めてまいります。また、民生委員児童委員協議会や友愛活動部会の定例会や町内会等の行事に参加して地域で得た情報を共有し、地域の気になる情報を集約したマップ作りや、災害時の助け合い、要援護者の把握などに取り組んでまいります。

上記の方法などで把握した生活上のニーズ等を分析していくために、地区の高齢者数、要支援・要介護認定を受けている高齢者数、要介護認定率等を把握して、今後の高齢化率の推計と合わせることで、今後の生活支援を必要とする高齢者の推移を更新・把握していき、さらに環境要因を加味し、分析を行っていきます。

分析した結果を基に地域で助けあい活動を進めていくうえで、漠然と「地域で助けあっていきましょう」と声を掛けるのではなく、具体的に「どのような支援を求めている方がどの程度いるのか」などを明確にして、そのうえで地域住民が「できること」と「できないこと」を話し合う場の設定をしていきます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

生活支援コーディネーターとして既に把握している活動やサービス、社会資源の他に、港南区役所や港南区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが把握している情報を合わせ、ネットワークづくりや地域へのマッチングを行ってまいります。また、担当地域だけでなく地域住民の生活圏域で考え、近隣の社会資源にも目を向けて把握をしてまいります。

港南区内外で開催される講座や研修会等に参加し、他地区の取り組み状況を収集して、広い視点をもって、多様な主体との関わり方について研鑽し、見守り協力事業者などの訪問を通じて、民間企業とのつながりを構築していきながら、地域住民に関する情報の把握に努めています。

把握した情報を基に施設では5職種会議や地域ケア会議において情報の共有を行います。加えて、地区の定例会や関係機関との会議等で共有や検討を行ってまいります。

## ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

協議体開催にあたり、協議内容に沿った参加者の選定を行い、地域団体役員や地域活動団体のほか、港南区役所や港南区社会福祉協議会、地域包括支援センター、必要に応じて民間事業者や病院、学校等を選出します。

地域包括支援センターが受ける個別相談や地域ケア会議における検討課題を分析し、先にも上げた災害時の助け合いや要援護者の把握等といったニーズや課題に合った資源の創出ができるように検討の場を設けていきます。

当地域ケアプラザでは協議体として「下永谷の外出を考える会」において、高齢者からのニーズと福祉施設ができる地域貢献として福祉車両による送迎付きの昼食会を民生委員児童委員協議会と協働で開催しております。また、ちょっとした外出の機会を設けるために「誰でも知っており、どこでも行える」ラジオ体操を令和5年7月より近隣福祉施設の協力のもと、実施しており、現在2カ所で継続開催しております。

今後も地域住民の「こんな活動をしたい」「こんな地域にしたい」との思いや声を丁寧にくみ取り、協議体という形でサポートしてまいります。

## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者の生活ニーズの解決に向かうためには、地域の社会資源の把握やコーディネート力、資源の開発などが重要と考えております。これらを行うために日々、地域から発信される情報に耳を傾け、生活支援コーディネーターだけで解決に導くのではなく、地域包括支援センター職員、地域活動交流職員と共に支援を行ってまいります。

### ・協議体の開催

地域での生活支援ニーズとして「足りない活動」や「欲しい活動」を地域アセスメントや社会資源の把握、地域に足りない社会資源を創出するために参加メンバーと共に話し合っていきます。メンバーは民生委員児童委員などの地域活動団体や近隣住民、地域包括支援センター職員、関係機関等に参加を呼び掛けています。また、多様なニーズに対応していくためには地縁組織や住民だけでは解決に導けないものも多くなってきているため、積極的に近隣にある福祉施設や民間企業、医療機関、学校にも声を掛けて社会資源として活用できるようにネットワークの構築を進めてまいります。

現在、当地域ケアプラザでは「下永谷の外出を考える会」として協議体を設置しておりますが、今後は外出に特化することなく、様々な視点をもって協議体を開催してまいります。

また、フォーマルサービス、インフォーマルサービスを問わず、様々な社会資源とのマッチングを進めるために、地域包括支援センター職員に協力をしてもらい、地域ケア会議との連動

を図りながら、暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

#### ・チームオレンジ事業の推進

当地域ケアプラザでは、生活支援コーディネーターをはじめ、地域包括支援センター職員、地域活動交流職員の5職種で認知症の方が役割をもって社会参加しやすい環境づくりや、地域での認知症の理解促進のために令和6年度から事業を進めております。

認知症の方やその家族のニーズや課題を解決していくためには職員だけで対応することはできず、地域住民、地域団体、民間企業や関係機関が連携して推進していきます。

認知症サポーター養成講座などを地域住民のみならず、民間企業などでも行い、地域での見守りサポートの実現に努めてまいります。また、認知症カフェ等の開催により、その方たちのニーズ把握や社会資源とのマッチングを進めてまいります。

### (4) 地域包括支援センター運営事業

#### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢化が進む中で担当地域では一人暮らし高齢者や老々介護の問題だけでなく、引きこもりや障害を有する成人した子どもと高齢の親などの複合的な問題を抱えた世帯の相談が増加傾向となっております。地域包括支援センターでは個人の支援だけではなく、家族単位での支援の必要性を感じております。地域により近い相談機関としてワンストップサービスの重要性を理解し、港南区役所や医療機関、その他の専門機関との情報共有や連携を強化し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるように支援していきます。担当地域は特に山坂が多い地域であるため、高齢者が当地域ケアプラザに相談に来づらい環境にあるため、訪問による相談対応に加え、オンライン相談を積極的に行い、課題解決に向けた支援ができるようにしていきます。

#### ・相談内容の把握と適切な支援

支援を要する方に対して適切な支援が早期に実施できるように相談内容を的確に把握するよう努め、適切な関係機関や制度、サービスにつなげていきます。必要に応じて関係機関とのチームでの支援の実施や継続支援を行ってまいります。また、相談者が課題を認識できるように一緒に課題の整理を行い、信頼関係の構築と適切な働きかけを行ってまいります。

#### ・相談内容の共有

相談の概要について、地域包括支援センター職員全員が相談内容や検討した対応方法を共有し、継続相談となった場合でも、誰もが対応できる体制づくりを行っています。

#### ・相談窓口の周知と多様な方法での相談受付

身近な相談窓口として地域住民に知っていただくために各所で行われているサロンや地域の集まりに出向き、地域包括支援センターの役割の周知に努めます。

当地域ケアプラザに来所が難しい方に対してはご自宅への訪問や電話、オンラインでの相談ができることを広く周知してまいります。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当地域包括支援センターで受ける認知症に関する相談が年々、増加傾向となっております。認知症はご本人だけではなくご家族にとっても戸惑いや不安が大きく、相談ではそのようなご本人やご家族の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。支援にあたって、地域の特徴や家族構成及びその関係性などに配慮しながら、ご本人やご家族が安心して過ごせるように個別の支援と地域づくりの両輪で取り組んでまいります。

### 1 早期発見と継続的な支援

- ・認知症が疑われるがサービスにつながらず孤立している方に対して、介護予防事業や自主企画事業への参加を促し、継続的な支援体制を構築します。
- ・認知症が疑われる方に対して、認知症初期集中支援チームと連携し、早期に医療につなげるための体制作りをすすめます。
- ・認知症の正しい理解を進めるため、介護者のつどいや認知症理解のための講座などを開催し、介護者への支援を行ってまいります。

### 2 身近な場所での普及啓発

- ・介護者のつどいや認知症に関する講座は定期的に開催しているものの、参加者が固定化している傾向にあります。認知症に対する理解も住民により差があるため、町内会館などで行われている団体の定例会議やサロンなどに出向き、認知症に関する講座等を実施させていただき、普及啓発をしていきます。
- ・正しい知識を学んでいただくために、地域にある医療機関と連携して、町内会館などで講座を実施していただけるよう計画を立てていきます。

### 3 地域での普及啓発、見守り体制作り

- ・地域団体や学校などでキャラバンメイト養成研修修了者による自主グループ「こころをつなぐロバの会（通称：こころバ）」による、認知症サポーター養成講座を開催し、広く地域への認知症の理解や対応について普及啓発を行っております。養成講座受講者をこころバメンバーに誘い、地域での認知症理解の裾野を広げていきます。
- ・生活支援コーディネーターと共に見守り協力事業者に出向き、顔の見える関係づくりや地域住民に関する情報を提供、収集して認知症を有する方への支援体制を構築してまいります。

## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

先にも記しましたが、担当地域の一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障害を有する子と高齢の親世帯が増えつつあり、権利擁護業務の相談内容についても多様化してきております。地域の中で安心して過ごせるように、個別支援とともに地域に向けた支援を展開していきます。また、恐怖心や認知機能の低下などから自ら被害を訴えることが難しい方もいるため、地域での支援、見守りが必要となってきます。高齢者等の心身状況や生活状況の小さな変化も見逃さずに、素早く支援できるように近隣住民や民生児童委員、サービス事業所、行政機関等によるネットワークを構築していきます。

### ・成年後見制度

成年後見の相談は年間で10件程度となっておりますが、年々わずかながら増加しております。主に、認知症の方の家族による申し立てや身寄りのない单身の方の任意後見に関する相談となっております。地域包括支援センターでは年1回、制度の普及啓発の講座を開催し、特にエンディングノート活用による自己決定を促すために、地域へ出向いて書き方講座を開催しております。講座や相談会を実施して成年後見制度の周知や利用促進を図っていきます。

### ・高齢者虐待

高齢者虐待を未然に防ぐには高齢者や養護者等が地域から孤立することなく日頃から支えあい、見守りあう関係を築くことが重要となります。相談・通報はケアマネジャーや介護サービス事業者からが主となりますが、地域の見守り活動の最前線にいる民生児童委員や地域住民へ地域包括支援センターが対応窓口であることを広く周知していき、通報や相談のしやすい環境整備を進めてまいります。

相談・通報に加え、虐待が疑われるケースについても港南区役所や警察等の関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

虐待防止の取り組みとして、介護ストレスの軽減や介護離職の防止など同じ立場にいる方同士の労いや共有理解の場として介護者のつどいを開催していきます。

### ・消費者被害等防止

全国的に増加している消費者被害、特殊詐欺ですが、担当地域でも未然や被害の報告がある状況となっております。日々、その手口も変化しており相談受付時や地域での高齢者サロン等で情報を伝えていくとともに、施設内の掲示板等を活用して最新の情報を発信していきます。

また、消費生活推進員や郵便局等の協力を得ながら啓発活動を行い、地域での見守りネットワークの輪を広げていきます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は2つの柱「個別支援」と「環境整備」を担います。以下を行うことで、長く地域で活躍できる支援者が育成され、ネットワークの構築及び強化につながることを意識して取り組んでまいります。

#### ・ケアマネジャーに対する個別支援

「個別支援」では日頃、ケアマネジャーからの個別相談への助言と必要に応じて訪問に同行してケースに関わるなど、地域包括支援センター職員3職種が連携して行っております。

エリア内の事業所を対象に気軽に相談できる関係づくりや高齢者の支援体制と一緒に構築していくためにケアマネサロンやカフェなどを開催しています。相談や助言ができる環境を整えるとともに、ケアマネジャー同士の横のつながり作りを支援しています。

#### ・ケアマネジャーが活動しやすい環境整備

「環境整備」では関係機関が連携し、ネットワーク構築と強化ができることに主眼を置き、ケアマネジャーが地域の特性を知り、活動しやすくなるように「民生委員児童委員とケアマネジャー懇談会」（連絡会）の開催をしています。

また、地域ケア会議を活用して、個別に相談を受けたケースを取り上げ、地域の多職種で検討する体制を整えています。民生委員児童委員等から個別ケースについての相談があった場合にも間に入り、連絡調整を行ってまいります。

#### ・ケアマネジャー育成支援

港南区内で活動するケアマネジャーには、港南区ケアプラザの主任ケアマネジャーと協働し、スキルアップを目標とした事例検討会やケアマネジメント・スキルアップ研修を年に2～3回、新任ケアマネジャーを対象とした研修会を年間5日程度でプログラムを組んで実施しています。終了後は参加者が自主グループを立ち上げ、勉強会の継続のフォローアップをしていきます。

また、支援困難・虐待ケースなど支援の終結後はケースの振り返りを行い、実践的な育成につながるよう努めています。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

今後、介護や医療を受ける人の割合が増加していくことが予想されますが当地域ケアプラザの担当地区に在宅医療を提供する医療機関の数が限られていることから、地域に密着した医療と介護の連携推進を実施していくため、以下のことに取り組んでまいります。

#### ・在宅医療拠点等との協力体制

当地域ケアプラザ協力医と定期的な相談室を開催し、個別ケースの相談を地域のケアマネジャーからも受ける体制を整えております。また、自主企画での講師依頼を行います。

港南区在宅医療相談室と相互に個別ケースについて事例検討を行うなど、顔の見える関係づくりを行ってまいります。

・ **介護関係者に対する相談支援**

港南区ケアマネ連絡会などを通じ、港南区内や近隣の介護サービス事業所等と協働で定期的な勉強会などの企画、運営を行い、相談・支援のできる環境を構築してまいります。

・ **医療や介護の関係者との連携**

個別支援のカンファレンスや地域ケア会議に医療、介護の関係者の参加を呼びかけ、専門職間の連携が一層進むような取り組みを行ってまいります。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

支援が必要な高齢者に適切な支援が届くように地域住民と関係者を含む専門職などが集まり、課題抽出と解決に向けた検討を重ね、暮らしやすい地域づくりを推進していくために地域ケア会議を行っております。

地域ケア会議で抽出された課題を生活支援体制整備事業の協議体「下永谷の外出を考える会」に引継ぎ、一人暮らし高齢者食事会の運営支援など地域活動につながっております。

会議の開催は、継続した個別課題の検討と解決の積み重ねと日頃の相談内容の分析から地域課題を発見していくために定期的に行うことが効果的と考え、年4回開催を目標として実施しております。

開催にあたり、中核を担うのは参加者であると考えております。民生委員児童委員や当地域ケアプラザ協力医、地域のケアマネジャー、港南区役所、港南区社会福祉協議会などの定例メンバーのほかに、各回のテーマに沿った参加者を選出し、現支援者と第三者の視点を交差することで課題の発見と解決の可能性が広がるように調整しています。また、テーマにより郵便局やスーパーマーケットなど企業の持つ専門的な知識や能力を課題解決のために活かせるように、アプローチしてまいります。

今後とも地域ケア会議が包括的・継続的支援業務の核として個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等の役割を果たし、地域づくりや必要な社会資源の開発につながるよう計画してまいります。

## カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

指定介護予防支援事業、第1号介護予防支援事業は以下の通り実施していきます。

### 1 人員の確保・育成

地域包括支援センターの3職種及び予防専任プランナーで業務を実施しております。その他、当地域ケアプラザ内外の指定居宅介護支援事業所へ業務委託を行っております。

ケアマネジャーに向けて介護予防ケアマネジメント従事者研修を開催することや地域ケア会議等の様々な機会を活用し、目的志向型のケアプランや社会資源に目を向けたプランニングについて検討するなど、ケアマネジメントの質の向上に努めます。また、担当者会議に参加して、ケアプラン

作成にあたり適切な助言を行います。

### 2 公正・中立の確保

委託を行う指定居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所の選定は、対象者と家族の意向を第一とし、「ハートページ」や「こうなん居宅介護支援事業者空き情報」等の資料を用い、幅広い情報提供を行い、公正・中立な立場で選択していただいております。

業務委託のケースについては担当ケアマネジャーと密な連携により中立な立場での計画への助言や評価を行うとともに、適切な給付管理が行われるようにサービスの利用実績の確認や必要に応じて担当ケアマネジャーへ聞き取り、確認を行います。

また、支援困難ケースについては港南区役所や関係機関と相談、連携しながら課題解決に向けたケアマネジャーへの後方支援を行ってまいります。

### 3 ケアプランの作成と評価

ケアプラン作成に当たっては対象者が望む生活の実現に向けて様々な側面からアセスメントを行い、信頼関係を築き、本人と課題を共有しながら、解決に向けて心身状態と生活に沿った具体的な目標設定をします。

目標の達成に向けて、現在の状況にあった必要な介護保険サービスやインフォーマルサービスを提案、調整していきます。

モニタリングや定期的なケアプランの評価を通して、目標達成に向けた取り組みや適切に介護保険サービスが提供されているかを確認し、必要に応じてケアプランの見直しも実施していきます。

## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

横浜市や港南区主催の研修会や連絡会を通して、目標や事業方針を港南区役所の地区担当者と相談しながら一般介護予防事業を以下の通り実施していきます。

### 1 介護予防普及強化

地域在住の65歳以上の高齢者を対象に運動ロコモの予防、口腔機能向上、栄養改善、社会参加に加え、認知症予防を中心に介護予防の気づきや活動のきっかけ作りとなる事業を実施します。

事業の実施に当たっては当地域ケアプラザだけではなく、身近な場所で行き届くように町内自治会館での開催や外に出ての活動を行っております。現座、2カ所の町内自治会館で通年で実施しております。

当地域ケアプラザでは外歩きやボランティア活動、情報交換を行う「男性の集い ろまんカフェ」や栄養改善、居場所・仲間づくりを行う「ろまんクック」、認知症予防、口腔機能維持向上に取り組む「ドレミで10歳若がり」などの事業を通年で実施しております。

身近な地域で介護予防に取り組むために、今後は地域での担い手となるヘルスマイトや保健活動推進員等とも連携し、生きがいや日常生活の活性化を図った事業の開催をしていきます。

町内会未加入で地域活動に参加しにくいとの声を聞き、マンション集会室にて歩行解析やなんでも相談会を実施いたしました。

### 2 元気づくりステーション

現在、当地域ケアプラザでは元気づくりステーションとして「くうねるあそ部ウォーキング部」を通年開催しています。

開始から10年以上が経過しておりますが、活発な活動が継続出来ており、保健師職が定期的に参加し、活動支援をしております。参加メンバーは参加者からの声掛けや年度ごとの募集により毎回20名ほどが集まり、盛況となっております。

### 3 地域における介護予防活動の支援

担当地域には介護予防に資する活動を住民主体で行っているグループがあり、このようなグループ活動の場に出向き、健康教育を行います。また、参加者や担い手が高齢化等の理由で継続が困難になる前に職員による意見交換会やグループ活動につながっていない住民への周知活動を行うなどの支援をしていきます。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種協働による地域包括支援センターネットワークを構築していくにあたり、地域ケア会議の開催が重要になってくると考えております。

個別の相談や介護予防を取り組む中で地域をつなぎ個々の高齢者の課題を適切に援助できる体制を構築するために地域包括支援センターの保健師職、社会福祉士、主任ケアマネジャーが縦割りで行わず、専門性と技能を活かしながら連携を図っていきます。さらに生活支援・地域活動交流の両コーディネーターとの情報共有や相互の助言を通じて、地域包括支援センターネットワークの構築に役立ててまいります。

また、新たな協働グループとして連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員などの各種地域団体のほか、地域にある介護サービス事業者や医療機関、民間事業者などと積極的に顔の見える関係づくりを行い、支援が必要になった高齢者が明らかになった時には、その支援のために関係者が協働し、構築されたネットワークを最大限に活かしながら支援に取り組んでまいります。

### 【具体的な取り組み】

#### 1 地域ケア会議の開催

ネットワーク構築のための手法として地域ケア会議を活用していきます。個別課題、地域課題においてフォーマル・インフォーマルを問わず、多様な視点が交えるように関係者との顔の見える関係づくりに取り組んでまいります。

#### 2 民生委員児童委員との連携

定例で開催されている民生委員児童委員協議会定例会に参加させていただき、情報と課題の共有及びケアプラザからの情報提供を行ってまいります。

また、民生委員児童委員とケアマネジャー懇談会（連絡会）を開催し、相互に相談ができる、顔の見える関係づくりや相互理解に寄与することで、必要な支援が行き届く地域づくりをしていきます。

#### 3 地区社会福祉協議会、福祉ネットワークとの連携

各地区の福祉ネットワーク定例会（下永谷地区「たすけあい連絡会」、永谷地区「永谷たすけあい広場」）に所長、地域包括支援センター3職種、生活支援・地域活動交流両コーディネーターが担当を受け持ち出席し、各地区の課題を共有していきます。援助を必要とする高齢者等がネットワークの活用ができるように情報提供を行い、必要な支援につないでいきます。

#### 4 医療と福祉の連携

当地域ケアプラザの協力医には常日頃から相談を受けていただいております。医療に限らず、成年後見制度利用に向けての医療面からの見立てなど、非常に幅広く相談できる体制・関係ができております。

港南区医師会と港南区内の地域ケアプラザ、港南区ケアマネ連絡会、港南区役所が協働で、

医療と福祉の連携を密にする目的で「医福ネット（いっぷくねつ）港南」を年3回程度開催し、医療と介護の合同研修会など行い、多職種の関係構築に取り組んでおります。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1 公の施設における事業提供を踏まえた運営

本事業は横浜市が整備した当地域ケアプラザに併設されることから、公正・中立な運営と透明性の高い管理を厳守していかなければなりません。

特にケアプラン作成においては、誤解や風評の類であっても自法人にとって利益を誘導するようなマネジメントがなされることのないように常に注意を払って業務にあたるように地域包括支援センター職員を含めて、ケアマネジャー全員に注意喚起していきます。

また、ケアプラン作成に際し、中立性を確保するために複数の事業所の資料を用いて、施設見学など、対象者自身が比較、検討できる体制を整えてまいります。

さらに、災害などによる避難者に対しても積極的に対応し、必要なサービスが提供できるように、行政機関から発出される資料や制度を確認しながらケアプランの作成を行います。

その際には、身体状況に応じたケアプラン作成はもちろんのこと生活環境の変化による精神的な負担を軽減できるようなサービスを提供していきます。

### 2 介護予防支援事業者との連携体制

介護予防支援事業者との連携体制については、併設されている介護予防支援事業所だけでなく、港南区内を担当する地域包括支援センターからも積極的に委託事業を受け、介護予防に貢献できるように公正かつ柔軟な業務基盤を整備してまいります。

また、介護予防支援事業所が対応に苦慮される支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターや行政機関、関係機関や関係団体等とも連携し、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議等を開催し、問題の解決に取り組みます。

なお、ターミナルケアや医療依存度の高いケースは、医療機関やサービス事業者と密に連絡を取り、迅速できめ細やかな対応を心掛けます。

多問題ケースなどにも当法人全体のスケールメリットを活用して協働支援にあたり地域に必要とされる事業所を目指してまいります。

### 3 当事業所の特徴について

在籍しているケアマネジャーは特別養護老人ホーム相談員、介護職員やデイサービス相談員、ホームヘルプサービスなど多様で豊富な経験を積んでおり、質の高いケアプランの作成を実施しております。毎週、事例検討やインフォーマルサービス、居宅サービス、医療機関の情報を共有し、最新の情報を活用しながら、自立支援に向けたケアプラン作成を提供しております。

また、担当ケアマネジャー不在時でも相談が受けられるように、記録作成やカンファレンスを定期的に開催し、情報共有に努めています。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

利用者一人ひとりが、その有する能力において、その人らしい生活が実現できるように個別の通所介護計画を基に選択と自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を心掛けます。

また、年齢に配慮したデイサービスでの空間整備とレクリエーションプログラムを提供していきます。さらに地域に密着したサービスを提供することにより、担当エリア内に居住するご利用者同士の交流再開につながるなど、身体機能の向上のほか、精神的な自立支援に向けて取り組んでまいります。

介護サービスを受け始めると地域活動から足が遠のいてしまうイメージがありますが、ご利用者個人の生活背景やこれまでに関わっていた活動なども契約時にアセスメントし、今までのように「高齢者サロンに一人で通える」、「歩いて買い物に行く」などの目標を設定し、その目標に到達するために必要な課題を段階的に解決できるような機能訓練等を実施して生活意欲の向上を目指すようサービスの提供をしていきます。

健康維持のためには食事（栄養）が重要となってくると考えます。食に対する楽しみを継続していただくために、毎月、季節ごとの特別メニューや手作りおやつを提供しながら、管理栄養士の考えた献立の提供をしております。併せて水分摂取の確認を行い、脱水症や熱中症の予防にも取り組んでいます。ご利用者の中にはデイサービスを利用しない日はコンビニエンスストアの弁当や冷凍食品が中心の食生活を送っている方もいるため、サービス提供日以外の生活様式にも着目し、ご利用される日に体重や血圧測定などの健康チェックを行い、担当のケアマネジャーとも情報を共有しながらトータルケアを行ってまいります。

### 【実施しているサービス及びプログラム】

送迎、入浴、食事、レクリエーションを主体とし、以下のサービス及びプログラムを提供します。

- ・ 看護師、機能訓練指導員による機能訓練体操
- ・ 体重測定、血圧測定
- ・ 趣味や嗜好に合わせた選択制のレクリエーション（折り紙、囲碁、健康麻雀、運動レクなど）
- ・ 個別の障害や症状に配慮した介護や食事提供
- ・ 閉じこもりの解消、他者との交流、社会生活への参加を計画的に援助
- ・ 工作や軽作業による手指機能訓練
- ・ 通信カラオケを使用した口腔機能訓練 など

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料に関わる収支については公金という観点から透明性が求められることはもちろん、地域福祉増進のために、効率的に支出されるべきと考えております。

地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業における良質なサービスの要は職員であり、人件費が指定管理料の支出経費における割合の多くを占めることは必然であると認識しています。

当該応募書類のうち前項までに記した通り、職員の離職率抑止策が一定程度の効果を発揮しており「勤続年数が長い＝経験豊富」と言えると考えております。一方、勤続年数が長いことによる人件費の高騰は想定しているものの今後の検討課題であると認識しており、課題解決に向けて適切な対応で経費節減を図ってまいります。

削減できた経費については施設利用者の利便性向上や職員研修等のサービスの質の向上のための経費に配分するなど、地域の皆さまが必要とするサービスに効果的かつ優先的に配分していきます。

以下の取り組みを行ったうえでなお事業運営に対して費用支出を要する場合は介護保険事業利用料などの収益を活用して充当してまいります。

#### ・施設管理

施設設備・管理等に関わる契約を法人による一括契約により経費の削減を行ってまいります。

#### ・事業費

地域包括支援センターや地域活動交流で実施する講座等の材料費など受益者負担相当分としてご理解をいただいたうえで徴収します

#### ・事務費

職員に水道光熱費の高騰に対する意識付けを行い、より一層こまめな節電、節水などを心掛けてまいります。また、ご利用者が使用する備品等の定期的な点検を行い、破損する前に早急な修理を心掛けていきます。

## (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

施設運営に向けて限りある予算を必要な事業に配分、執行していくことで良質なサービス提供を実現するために役職者だけではなく職員一人ひとりが経営感覚をもって行動するように指導しています。

地域包括支援センターのケアプラン作成料や併設する介護保険事業所の収入を地域ケアプラザ全体の収入とし、地域包括支援センターや地域活動交流等を含む全体で収支のバランスを図っていきます。また、指定管理事業で不足が生じた場合にはこれら介護保険事業収入から支出をしていきます。

### 【低額に抑える工夫】

- ・法人内で共通している施設設備の維持・管理業務委託を一括で契約していきます。また、事務機器や消耗品等についても可能な限り一括で発注して経費削減に努めます。
- ・施設を利用される方に不便を生じさせない範囲で節電、節水を徹底していきます。
- ・職員の年次休暇取得を促しながら、業務の効率を向上させて職員の定着率増と超過勤務の減少に努め、職員採用等の費用削減をしていきます。

指定管理料提案書  
(横浜市下永谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書  
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	12,310,550円	12,445,913円	12,582,700円	12,721,263円	12,861,263円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	448,600円	448,600円	448,600円	448,600円	448,600円
事業費		地域向けイベントなどのケアプラザでの交流の場を提供・しもケア祭・歌声広場・しもかふえ・ポケットパーク・ケアプラザ文化祭等	□	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
事務費		旅費交通費・事務用消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・会議費・手数料・保険料・賃借料・渉外費・諸会費等	□	1,164,500円	1,164,500円	1,164,500円	1,164,500円	1,164,500円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	10,309,900円	10,309,900円	10,309,900円	10,309,900円	10,309,900円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-12,550円	-147,913円	-284,700円	-423,263円	-563,263円
施設使用料相当額				-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				23,319,000円	23,319,000円	23,319,000円	23,319,000円	23,319,000円
うち団体本部経費				600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象 【内訳】 賃金水準スライド対象内件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	23,065,800円	23,299,588円	23,535,875円	23,774,363円	24,015,388円
	賃金水準 スライド対象外 【内訳】 賃金水準スライド対象外件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	415,900円	415,900円	415,900円	415,900円	415,900円
事業費	保健・福祉に関する自主事業 チームオレンジ事業・認知症予 防・介護予防講座等	<input type="checkbox"/>	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円
事務費	旅費交通費・事務用消耗品費・印 刷製本費・通信運搬費・会議費・ 手数料・保険料・賃借料・渉外費・ 諸会費等	<input type="checkbox"/>	1,986,000円	1,986,000円	1,986,000円	1,986,000円	1,986,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	2,191,000円	2,191,000円	2,191,000円	2,191,000円	2,191,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円	/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円	/	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/	-1,901,700円	-2,135,488円	-2,371,775円	-2,610,263円	-2,851,288円
合計			26,833,000円	26,833,000円	26,833,000円	26,833,000円	26,833,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+ (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	■	個人の給与が推測される可能性があるため、 非公表とします。 (人件費のみ非公表としても、合計額から逆算できるため、事業費・事務費も非公表とします)				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費	自主事業・近隣町内会共催事業・ ろまんくつく・チームオレンジ事 業等	□						
事務費	旅費交通費・事務用消耗品費・印 刷製本費・通信運搬費・会議費・ 手数料・保険料・賃借料・渉外費・ 諸会費等	□						
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	-57,000円	-114,500円	-172,800円	-231,700円	
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費			1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防に関する自主事業	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

**収支予算書**  
**(横浜市下永谷地域ケアプラザ)**

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,319,000円	23,319,000円	23,319,000円	23,319,000円	23,319,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,833,000円	26,833,000円	26,833,000円	26,833,000円	26,833,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			56,491,000円	56,491,000円	56,491,000円	56,491,000円	56,491,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	10,099,000円	10,099,000円	10,099,000円	10,099,000円	10,099,000円
		居宅介護支援事業	37,006,000円	37,006,000円	37,006,000円	37,006,000円	37,006,000円
		通所系 サービス事業	81,148,000円	81,148,000円	81,148,000円	81,148,000円	81,148,000円
			128,253,000円	128,253,000円	128,253,000円	128,253,000円	128,253,000円
	その他収入		22,364,000円	22,364,000円	22,364,000円	22,364,000円	22,364,000円
		207,108,000円	207,108,000円	207,108,000円	207,108,000円	207,108,000円	
支出	内訳	人件費	150,115,000円	151,766,300円	153,435,700円	155,123,500円	156,830,000円
		事業費	14,059,000円	13,777,900円	13,502,400円	13,232,400円	12,967,800円
		事務費	18,555,000円	18,183,900円	17,820,300円	17,463,900円	17,114,700円
		管理費	18,411,000円	18,411,000円	18,411,000円	18,411,000円	18,411,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			202,370,000円	203,369,100円	204,399,400円	205,460,800円	206,553,500円
	うち団体本部経費	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	
収支		4,738,000円	3,738,900円	2,708,600円	1,647,200円	554,500円	

## 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市下永谷地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	3.5000人	3.5000人	3.5000人	3.5000人	3.5000人
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

1 地域ケアプラザ運営事業(2)と2 地域包括支援センター運営事業(2)の臨時雇用職員等に含まれる事務職員は、地域ケアプラザ運営事業、地域包括支援センター運営事業を兼務するため、案分しております。

## 団体の概要

(令和 7 年 1 月 16 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんどうじんかい ) 社会福祉法人同慶会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒233-0016 横浜市港南区下永谷四丁目 21 番 10 号  ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和 41 年 3 月			
沿革	様式ア 事業計画書 6 ページ「沿革」 参照			
事業内容等	様式ア 事業計画書 4~5 ページ「2 団体の状況」参照			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	8, 112, 681, 058	8, 423, 000, 918	8, 759, 035, 800
	総支出	8, 222, 461, 588	8, 425, 031, 395	8, 654, 876, 142
	当期収支差額	△109, 780, 530	△2, 030, 477	104, 159, 658
	次期繰越収支差額	1, 808, 379, 560	1, 806, 349, 083	1, 910, 508, 741
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。			
特記事項				